

## 理 由

最近における遊漁船業をめぐる海難の状況等にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船業者について登録制度を実施するとともに、業務規程の届出を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。